

新 城 市 議 会

厚 生 文 教 委 員 会

平成25年 6 月 24 日 (月曜日)

本日の委員会に付した事件

- | | |
|---------------------|------------|
| 1 市民福祉部、健康医療部、教育委員会 | |
| 第89号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 第90号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 第91号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 第92号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 第95号議案 | 「質疑・討論・採決」 |

出席委員（5名）

委員長	鈴木眞澄	副委員長	前崎みち子	
委員	下江洋行	加藤芳夫	鈴木司郎	荒川修吉
議長	夏目勝吾			

欠席委員 なし

説明のために出席した者

市民福祉部、健康医療部、教育部の副課長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長	村田道博	議事調査課長	中島 勝	書記	伊田成行
--------	------	--------	------	----	------

開 会 午後 1 時 30 分

○鈴木眞澄委員長 ただいまから、厚生文教委員会を開会します。

本日は、21日の本会議において本委員会に付託されました第89号議案から第92号議案まで、及び第95号議案の5議案について審査します。

審査は、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第89号議案 新城市国民健康保険税条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第89号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 異議なしと認めます。

よって、第89号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第90号議案 新城市障害福祉計画策定委員会条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 少し確認だけさせていただきます。

先日、新城青年会議所、商工会はわかったのですが、新城青年会議所が一般社団法人になったときというのは、正式に登録した年月日というのはわかりますでしょうか。いつからなのか。

○鈴木眞澄委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 平成25年1月4日登記です。

○鈴木眞澄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、なぜそうしたのか教えてもらえますか。

○鈴木眞澄委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 法人登記につきましては、広域法人の制度改革によって社団法人という存在がなくなるということになっておりまして、それが一応2013年11月30日までということではありますが、それぞれの社団法人によって事前の理事会等の協議等がございますので、その時期になったというように聞いております。

○鈴木眞澄委員長 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第90号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 異議なしと認めます。

よって、第90号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第91号議案 新城休日診療所の設置及び管理に関する条例等の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第91号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 異議なしと認めます。

よって、第91号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第92号議案 新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第92号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 異議なしと認めます。

よって、第92号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第95号議案 工事請負契約の締結を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今回の契約、文化会館の空調設備工事1億7,353万5,000円、これは消費税込みという形ですが、現実の工事というのは、夏場以降と正月明けということでホールに係る形なのですが、入札に関する設計価格というのは市の中で直接組んだのか、どこか外部委託したのかということですけど、まず、そこから入っていきます。

○鈴木眞澄委員長 請井文化課長。

○請井浩二文化課長 予定価格の設定につきましては、設計委託業者が作成した設計書の積算により行っております。

○鈴木眞澄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 ということは、市の内部で設計しているのではなくて委託業者というか、設計そのものも外注に出して設計を組んでいただいたということですか。

○鈴木眞澄委員長 請井文化課長。

○請井浩二文化課長 そのとおりでございます。外に出して委託して設計していただきました。

○鈴木眞澄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 その設計書の正当であるかというか、正当か不当かという意味ではないですが、そのチェックは庁内の内部で行ったわけですね。

○鈴木眞澄委員長 尾澤契約検査課参事。

○尾澤潤三契約検査課参事 設計の成果品の最終的なチェックについては、建築関係になるものですから、契約検査課のほうで検査という形をとっておりますので、検査しております。

○鈴木眞澄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 質問の趣旨が違うと思うのですが、私が今、質問したのは、外部に委託した設計書が上がってきますよね。それに基づいて予定価格を組まれたと思うのですが、その設計書のチェックというのは発注する前にされたかどうかということです。チェックしているか、していないのか、その辺の確認です。

○鈴木眞澄委員長 尾澤契約検査課参事。

○尾澤潤三契約検査課参事 発注前ということですが、設計書の納品時に設計を確認しておりますので、それに基づいて発注したという形になります。

○鈴木眞澄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今、意味がよくとれなかつ

たので、もう少し大きな声でお願いしたいのですが、設計書を普通は役所の中で組みます。土木でも何でも組みますけれども、県の歩掛りによって組みますけれども、今回の場合は、これを見ると全部設備機器なものですから、それを先ほどの答弁だと外部に委託したと。

だから、その発注する工事の設計書が上がってきたときに、内部的に正しいかどうか、この設計書の金額が正しいかどうかというチェックをされたか、されないかということです。

○鈴木眞澄委員長 尾澤契約検査課参事。

○尾澤潤三契約検査課参事 検査をしておりますので正しいという形で検収しているということですか。

○鈴木眞澄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは次、今回の落札をインターネットでも引いてみたのですが、設計書が正しいということで行くならば、この最低制限価格、1億6,527万2,000円、これは66.6%です。

これは事後審査型ということですのでオープンで、どなたでも資格があれば入れます。だけでも4社しかなかった。

4社のうち3社が最低制限価格で入れているということは、もうその価格で十分利益も、仕入れも、原価計算して、なおかつ会社の利益を入れても十分ことが足りるということで札を入れていると思うのです。

そうしますと、今回の設計書、県の歩掛りでなく外注に委託したということですが、これを見るとすべて設備機器なのです。

これは今、私どもがやってもほとんどオープン価格なのです。だからその価格が一つ一つの品番から仕様まで全部入っているのです。そうすると業者としては、仕入れているのが、はっきりわかりますよね。

私が今思うのは、3社がこれでも十分会社としては儲かって札を入れるということは、よほど設計金額がオープン価格の前の段階の

価格で、もっともっと普通というか、正当な評価というか、設備機器ですのでこの評価をどのようにやったかというのを、もう一度お聞きしたいのですけど。

○鈴木眞澄委員長 尾澤契約検査課参事。

○尾澤潤三契約検査課参事 委員言われるように、設計書の中の資材費のウエートが非常に高く70%を超えるものになっております。

そういうものについては通常、この設計業者が3社ほどの見積もりをさらにメーカーからとります。

そのメーカーからとったものについて、価格もいろいろになると思うのですが、その一番低い金額にさらに市場価格を考慮して率を掛けて積算しているということになるものですから、ある程度市場価格というような形で設定されていると理解しております。

ただ今回の入札参加されている業者については、経営規模も大きな県内の業者で経審点数というものがございまして、1,200点以上というものとか、実績も十分ある業者さん方ですので、そういうところで、こちらで積算しているよりさらに安い形でできたのかなと推測しています。

設計上は適正にしているのですが、1社が94%で設計にほぼ近い入札価格を出しておりますが、他の3社については業者としての努力ができたと理解しております。

○鈴木眞澄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今、業者の努力といいますのが、先ほど7割以上と言ったけど、私が見る限りはほとんど設備機器そのものが全部、市場価格も反映されているし、なおかつ見積もりも何社かとした中で最低のところもと、いろいろおっしゃられたと思うのですが、そこまで正当性、妥当性のある金額であっても、なおかつ66.6%まで落として落ちるとするのは、少し異常ではないですか。

3社の規模が大きいし、経営努力だと言われれば、それにことは尽きてしまうのですが、

私としては設計金額、設計書の組み方そのものがかなり甘いのではないかと思います。

今現実、空調関係というのは、どこの業者が見積もっても、一般的に仕入れが下手をすれば5割でも入ってきます。

そのような点から見て、今回の2億4,700万円というのは、予定価格イコール設定金額だと思うのですが、間違っていたら申しわけないですが、今、歩切りはしないということです、2億4,700万円が設計金額であり、予定価格であるというのですが、少しこれ今回の入札を見たときに異常すぎるなど。

他のもう1件96号議案の契約、今回は私どもの所管ではないのですが、そちらの方はどちらかといえば95%近い形、自然だなという感じがしたのですが、今回の物をつくる方ではなくて、備品を買うのにという金額が、物がほとんどの中で、この2億4,700万円が本当に正当な設計金額かというのが私としては非常に不自然ではないかと思うのです。

その点について、今後の入札の中で、今回のような入札は少ないと思うのですが、設計委託を受けた業者が3社の見積もりをとりましたと言いましたよね。もちろんとった見積書の控えというのは市に来ていますか。

○鈴木眞澄委員長 尾澤契約検査課参事。

○尾澤潤三契約検査課参事 見積りを確認いただいていますので、その見積りの金額そのものではなくて、さらにそれを市場価格で精査するという形になるものですから、さらに率を掛けるという形で積算しておりますので、先ほど言った予定価格は適正だと考えております。

○鈴木眞澄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 3社の見積価格の最低にまたさらに市場価格を掛けると今、言いましたよね。それでこの2億4,700万円という数字が出たと。

今、市場価格というのは、市の職員があたっていると思うのですが、私どもが空調をあ

たっても市場価格というのはかなり率が低いです。市役所があたると高く出るのですか。お答えを願います。

○鈴木眞澄委員長 尾澤契約検査課参事。

○尾澤潤三契約検査課参事 市役所のほうで市場価格をあたったというのではなくて、設計会社のほうで市場価格を確認し、率を掛けたということになります。その結果をこちらで確認しているということになります。

○加藤芳夫委員 わかりました。

○鈴木眞澄委員長 ほかに質疑ありませんか。下江洋行委員。

○下江洋行委員 今回のこの計画金額が予定価格の約66.6%ということで、今、加藤委員からも指摘がありましたように、実際の予定価格と契約金額の開きが大きいというのは、設計事務所の積算の方法について説明いただきましたが、例えば過去に、過去というか昨年のおふるさと情報館。図書館の空調の工事の入札も行っておりまして、こちらも入札結果を調べましたら、同じくらいの率で落札しているという状況であります。

具体的には、補正予算で予算を組んだ金額が6,632万1,000円に対して4,234万7,000円で決定しておりまして、やはり66%よりももう少し低いくらいの率になっています。

ですから設計事務所に今後こういった積算をするにあたりまして、もう少し実態に近い適切な積算を指示していくということは、この入札の結果を見ても感じるのですが、その辺のご認識はいかがでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 請井文化課長。

○請井浩二文化課長 設計業者には本工事につきましても一応、市場価格というものを精査してやっていただくように、設計業者にはいつもお願いしています。

昔の話でいけば、以前でもかなり最低価格になったものもあったということを知っているものから、あまり開きがあると疑問が出てきたりしますので、それだけはやってく

ださいということで、今回も先ほど契約検査課の方が言われたように、見積りを3社からとって、その一番低い金額、それにさらに率を掛けてやっているということです。

ですから、その辺は少し私も心配だったものですから、発注の時点ではそのようにちゃんと saying いたのですが、結果としてこのような状態になってしまいました。

それだけは言うようにしておりますけれども、さらにもう少し実勢価格と言うのですか、次はそれでいけるようにもっと設計業者に頼んでいきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○鈴木眞澄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 最後にもう1点ですけど、今回の入札の設計仕様内容というのは、すべて設備機器ですので、品番から形式もはっきり全部出ています。それから当然、容量、能力等も出ております。

そうしますと、本当にこの入札調書のとおり、要するに競争の原理を働かせるならば、物をつくる場合には最低制限がないと、それ以下だと、例えばちゃんとしたものができない場合もありますが、この備品購入になると、基本的にはかなり備品購入がほとんど多いように、最低制限価格を設ける必要があるかどうか。ちょっと不思議で仕方ない。

私だったら最低制限価格なしで、もっと業者間の競争をさせて、もしかしたら1億6,500万円ではなくて1億4,000万円でも1億3,000万円でも出る可能性はすごくあると思うのです。

この4社の中でA社が一生懸命努力して、ここまですべての型番、形式が出ている以上、これを自分たちの努力で、いくらで入るか調べれば入札できます。

この最低制限価格を今回設けた理由というのは、もう一つの96号議案だったかは理由はわかるのですが、今回、設備機器だけに最低制限を設けるというのは何か理由があったの

ですか。私はないほうがいいのではないかと思うのですが。

○鈴木眞澄委員長 尾澤契約検査課参事。

○尾澤潤三契約検査課参事 最低制限価格を設けた理由でございますが、先ほど通常の工事のような形で、履行の確保ということで必要な最低の水準ということを決けることができるものですから、本市の契約規則の中にも予定金額の5分の4から3分の2までの範囲ということで最低制限価格を設けるようになっておるものですから、その中の最低、一番低い金額になりますが、3分の2ということで設定させていただいております。

工事についてはすべてそちらの設定をさせていただいて、それ以下では履行が難しいかなということもあるものですから、そのような設定をさせていただいております。

○鈴木眞澄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 申しわけありません。成果品とでき悪しというのがある場合は、もちろんこれ以下だと低い成果になるとまずいというか、適正な価格でないということができるのですが、今回のこの入札というのは、ほとんどの事業所でも全部見積もりが自分でできますよね。

要するに、物を購入するだけというか、仕入れる、購入を算定できるということは、制限価格がむしろないほうが一生懸命努力する、成果がもっともつと出ると思うのです。

これ以上質が落ちては困るという土木工事の発注とかなら十分わかるのですが、あくまでも備品購入的な入札です。これに設けるという理由が、私はないのではないかと think 思っています。

他のほうと一緒に今、上と下で最低66.6%となっていますけど、それ以下だと物ができないということだろうけども、これは決してならないと思うのです。番号が、全部品番が入れてあるから、これ以下のものが入るわけではないです。企業間で努力して。品番で、形

式から能力から容量から全部入っています。
これと同等なものを入れるだけの話ですから。

○鈴木眞澄委員長 鈴木司郎委員。

○鈴木司郎委員 この件は、この委員会で審議すべきものではないと思うのですがいかがですか。予定価格を設けるか、設けないかという件については。

○鈴木眞澄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 だからきょう、契約検査課に来てもらったのです。

○鈴木眞澄委員長 鈴木司郎委員。

○鈴木司郎委員 違います。この内容はそうですが、予定価格を設けなくてもいいのではないかというのは、我々の委員会に付託された審議ではないと思うのですが。審議するのは我々だけけれども、予定価格を設けなくてもいいのではないかという審議は、我々に付託された案件ではないというように感じますが。

○鈴木眞澄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 どこでやりますか。

○鈴木眞澄委員長 鈴木司郎委員。

○鈴木司郎委員 95号議案に対しては審議するけれども、予定価格、最低価格を設けなくてもいいのではないかという審議はここで審議する案件ではないというように感じますがいかがですか、ということです。

〔「総務消防委員会で要望してもらえばいい」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 総務消防委員会でしっかり要望してくれば、いいです。わかりました。

○鈴木眞澄委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第95号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 異議なしと認めます。

よって、第95号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査はすべて終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、厚生文教委員会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

閉 会 午後1時56分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

厚生文教委員会委員長 鈴木眞澄